

建設業の事業主にお得な助成金制度のご案内

2種、4種あわせると受講料の約90%が助成される制度です

名称:建設教育訓練助成金(第2種4種 技能実習)

■助成金を受けることができる事業主とは…

- (1)雇用保険料率が1000分の18.0(平成20年度料率)の中小建設業(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)の事業主であること。
 - (2)受講者本人が雇用保険の被保険者であること。
 - (3)その期間中に所定労働時間に労働した場合に支払う通常の賃金を支払っていること。
- (1)~(3)のいずれにも該当する事業主が対象です。

■該当する建設業とは…

土木工事業	屋根工事業	板金工事業	熱絶縁工事業	建設工事業	電気工事業	ガラス工事業
電気通信工事業	大工工事業	鋼構造物工事業	塗装工事業	さく井工事業	石工事業	鉄筋工事業
防水工事業	建具工事業	左官工事業	舗装工事業	内装工事業	水道施設工事業	鳶・土木工事業
しゅんせつ工事業	造園工事業	消防施設工事業	管工事業	タイル・煉瓦・ブロック工事業	機械・器具設備工事業	清掃施設工事業

■助成金請求方法

助成金支給請求につきましては、事業主の方から直接、雇用・能力開発機構長野センター(電話026-243-1293)へ連絡し、助成金請求書類送付を依頼し、講習修了後2ヵ月以内に雇用・能力開発機構へ請求書を提出して下さい。

また、請求時に必要な当センターの証明印、カリキュラムは書類が整った時点でお送り頂ければ速やかに押印し、ご返送いたします。

※「特別教育」につきましては、受講日2週間前迄に直接雇用・能力開発機構へ助成金受給資格認定の手続きを行ってください。

■助成金の額(受講料の70%及び日当最高5,000円/日が事業主に助成されます)

種目	コース名	教習時間(日数)	受講料	助成金
クレーン・デリック運転士実技教習	第1コース	18時間(6日間)	110,000円	約107,000円
移動式クレーン運転士実技教習	第1コース	18時間(6日間)	95,000円	約96,500円
車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	第1コース	14時間(2日間)	32,000円	約32,400円
	第2コース	38時間(5日間)	68,000円	約72,600円
車両系建設機械運転技能講習 (基礎工事業)	第1コース	15時間(2日間)	45,000円	約41,500円
	第2コース	25時間(4日間)	83,000円	約78,100円
不整地運搬車運転技能講習	第1コース	11時間(2日間)	32,000円	約32,400円
高所作業車運転技能講習	第1コース	12時間(2日間)	34,000円	約33,800円
	第2コース	14時間(2日間)	35,000円	約34,500円
小型移動式クレーン運転技能講習	第1コース	16時間(3日間)	31,000円	約36,700円
	第2コース	20時間(3日間)	33,000円	約38,100円
床上操作式クレーン運転技能講習	第1コース	16時間(3日間)	31,000円	約36,700円
	第2コース	20時間(3日間)	33,000円	約38,100円
玉掛け技能講習	第1コース	15時間(2日間)	16,000円	約21,200円
	第2コース	19時間(3日間)	18,000円	約27,600円
クレーン運転の業務特別教育		13時間(2日間)	15,000円	約20,500円
小型車両系建設機械運転の業務特別教育 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)		13時間(2日間)	15,000円	約20,500円
ローラー運転の業務特別教育		10時間(2日間)	14,000円	約19,800円

キャリア形成促進助成金(上記建設教育訓練助成金との併用はできません)

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練を実施する事業主に対して助成される制度です。受講できる事業主は、雇用保険の対象事業所で、あらかじめ雇用・能力開発機構の受給資格認定を受けている全事業主が対象となります。 詳細については、お問い合わせ下さい。

厚生労働大臣指定講座

教育訓練給付金制度のご案内 がんばる個人を応援します!

教育訓練給付金制度を受けられる方 (1)在職中の方は受講開始日において雇用保険の一般被保険者として支給要件期間が3年以上ある方
(2)離職した方は受講開始日において雇用保険の一般被保険者資格を喪失した日の翌日から1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

支給要件期間別給付率

支給要件期間とは…

受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用されていた期間をいいます

支給要件期間	3年以上
給付率	20%
上限額	最高10万円

(ただし、初回に限り、支給要件期間が1年以上でも受給可能)

対象教育訓練コース

訓練コース名	受講種目	講習時間	講習費用	20%の給付金額
Aコース	(1)小型移動式クレーン運転技能講習 (2)玉掛け技能講習 (3)フォークリフト運転技能講習 ※普通自動車免許がある方	66時間	82,260円	16,452円

★3種目を1月以上 1.5月以内に修了すること(飯田会場のみ適用) ★手続き等、詳しくは当センターへお問い合わせ下さい。

受講申込等

受講申込方法

受講申込用紙を電話依頼により郵送又はFaxにてお送り致します。(ホームページからPDF版をご利用できます) 必要事項を記入の上、写真2枚(タテ3cm×ヨコ2.5cm)を添付して、2週間くらい前までにお申し込みください。また、受講資格で「自動車免許を有する者」とある場合には免許証の写しのほか、経歴証明が必要な方は、事業主による必要事項(経歴年数、機種等)の「証明書」を添付してください。受講申込を受理しますと、受講者宛に入校通知をお送りします。

受講料等

受講料及び教材費は下記金融機関にお振込みいただくか、受講日までに窓口(飯田)へご持参ください。

振込先 八十二銀行(かねえ)支店 普通口座 102514 (社)中部労働技能教習センター

その他

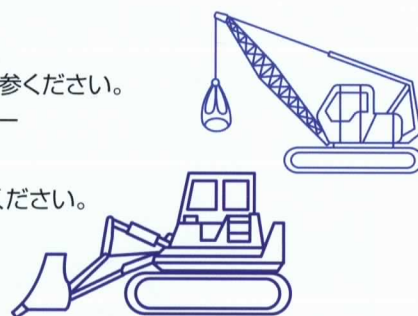
飯田会場、松本会場及び長野会場では、昼食の注文を当日の朝に受け付けますのでご利用ください。

飯田会場のみ、宿泊を希望される方には指定旅館を予約いたします。

お問い合わせ・お申込先

(社)中部労働技能教習センター TEL.0265-25-4444 FAX.0265-25-4455

e-mail ginosenta@bh.wakwak.com ホームページ <http://www.ginosenta.or.jp> または、お近くの労働基準協会(長野県下)



所在地

TEL

FAX

長野	(社)長野労働基準協会	〒380-0918	長野市アークス2-3	026-227-0235	026-227-1494
松本	(社)松本労働基準協会	〒390-0852	松本市大字島立821-1	0263-40-3600	0263-48-1388
諏訪	(社)諏訪労働基準協会	〒394-0004	岡谷市神明町3-14-8	0266-22-2032	0266-22-2067
上小	(社)上小労働基準協会	〒386-0025	上田市天神2-4-55	0268-23-2500	0268-23-2507
飯田	(社)飯田労働基準協会	〒395-0063	飯田市羽場町3-794	0265-22-6246	0265-22-6248
中野	(社)中野労働基準協会	〒383-0013	中野市大字中野1863-1	0269-22-2255	0269-23-0729
佐久	(社)佐久労働基準協会	〒384-0017	小諸市三和1-4-7	0267-22-3841	0267-25-1008
伊那	(社)伊那労働基準協会	〒396-0015	伊那市中央5083-1	0265-76-6666	0265-72-5855
更埴	(社)更埴労働基準協会	〒388-8007	長野市篠ノ井布施高田96	026-292-0400	026-293-0403
大町	(社)大町労働基準協会	〒398-0002	大町市大町4162-3	0261-22-0774	0261-23-3601